

吸収合併に係る事後開示事項

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2024 年 9 月 27 日

エステー株式会社

2024年9月27日

吸収合併に係る事後開示事項

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

東京都新宿区下落合一丁目4番10号
エステー株式会社
代表執行役社長 上月 洋

エステー株式会社（以下「当社」といいます。）及び株式会社シャルダン（以下「シャルダン」といいます。）は、2024年9月27日付で、当社を吸収合併存続会社、シャルダンを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2024年9月27日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2（吸収合併をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

シャルダンは当社の完全子会社であったため、該当する事項はありません。

(2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による請求に係る手続の経過

シャルダンは当社の完全子会社であったため、該当する事項はありません。

(3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による請求に係る手続の経過

シャルダンは、新株予約権を発行していなかったため、該当する事項はありません。

(4) 会社法第789条（債権者の異議）の規定による請求に係る手続の経過

シャルダンは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 8 月 5 日付の官報に公告を行うとともに、同日付で知れている債権者に対して各別に催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による
手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収合併をやめること
の請求）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易吸収合併であるため、該当する事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易吸収合併であるため、該当する事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 8 月 5 日付で官報及び電子公告により債権者に対する公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に
関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもってシャルダンの資産、負債その他の一切の権利義務を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2024 年 9 月 30 日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

別紙 事前備置書類

吸収合併に係る事前開示事項

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2024 年 8 月 5 日
エステー株式会社
株式会社シャルダン

2024年8月5日

吸収合併に係る事前開示事項

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

東京都新宿区下落合一丁目4番10号
エステー株式会社
代表執行役社長 上月 洋

東京都新宿区下落合一丁目4番10号
株式会社シャルダン
代表取締役 茨木 学

エステー株式会社（以下「存続会社」といいます。）及び株式会社シャルダン（以下「消滅会社」といいます。）は、2024年7月29日付で両当事者間で締結した吸収合併契約書に基づき、2024年9月27日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施することにいたしました。

本合併に関し、会社法第794条第1項並びに会社法施行規則第191条及び会社法第782条第1項並びに会社法施行規則第182条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 当事会社に関する事項

【存続会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

存続会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

2024年6月1日付けにて、存続会社は、花王株式会社の猫用システムトイレ「ニャンとも清潔トイレ」の製造・販売事業を取得し、当該事業を開始しました。

2024年7月1日を効力発生日とする、存続会社を株式交付親会社、消滅会社を株式交付子会社とする株式交付により、消滅会社は存続会社の完全子会社となりました。

【消滅会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

2024年7月1日を効力発生日とする、存続会社を株式交付親会社、消滅会社を株式交付子会社とする株式交付により、消滅会社は存続会社の完全子会社となり

ました。

2024年7月5日付けにて、本店及び代表取締役を頭書記載のものに変更いたしました。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本合併後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。

したがって、当社の負担する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以 上

別紙1 合併契約

合併契約書

エステー株式会社（以下「甲」という。）と株式会社シャルダン（以下「乙」という。）とは、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （合併）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条 （商号及び住所）

本合併に係る当事会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

甲 商号：エステー株式会社

住所：東京都新宿区下落合一丁目4番10号

乙 商号：株式会社シャルダン

住所：東京都新宿区下落合一丁目4番10号

第3条 （対価）

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対する甲の株式又はこれに代わる金銭等の交付は行わない。

第4条 （甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

甲は、本合併により、資本金、及び準備金を増加しない。

第5条 （合併の効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年9月27日とする。但し、本合併の手の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを合意により変更することができる。

第6条 （合併承認手続）

- 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約に関する株主総会の承認を要することなく本合併を行う。
- 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約に関する株主総会の承認を要することなく本合併を行う。

第7条 （会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもつ

てその業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第8条 (本契約の変更及び解除)

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生に至るまでの間に、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本合併の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これらを定める。

第10条 (準拠法及び管轄裁判所)

1. 本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下余白)

以上、本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 7 月 29 日

甲： 東京都新宿区下落合一丁目 4 番 10 号
エステー株式会社
代表執行役社長 上月 洋

乙： 東京都新宿区下落合一丁目 4 番 10 号
株式会社シャルダン
代表取締役 茨木 学

別紙2 シャルダンの最終事業年度に係る計算書類等

第43期事業報告
(自令和5年3月1日 至 令和6年2月29日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の営業損失は 15,855,031 円、経常利益は 196,682,807 円、当期純利益は 168,611,155 円となりました。

(2) 直前の事業年度の財産および損益の状況

(単位：円)

	第41期	第42期	第43期 (当事業年度)
売上高	-	-	-
営業損失(△)	△17,493,297	△18,117,272	△15,855,031
経常利益	173,113,472	180,421,647	196,682,807
当期純利益	150,487,648	156,258,739	168,611,155
1株当たり当期純利益	737円68銭	765円97銭	826円53銭
総資産	3,322,096,028	3,378,941,099	3,388,887,647
純資産	1,593,639,653	1,749,898,392	1,918,509,547
1株当たりの純資産額	7,811円96銭	8,577円93銭	9,404円46銭

(3) 主要な事業内容

当社は、損害保険代理業、不動産賃貸業等を行っております。

(4) 主要な事業所

事業所：本社

(5) 主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
みずほ銀行	12億円
三菱東京UFJ銀行	1億円

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 480,000株

(2) 発行済株式の総数 204,000株 (自己株式はございません。)

(3) 当事業年度末の株主数 11名

(4)上位 10 名の株主の状況

株主名	持株数	株式の種類
鈴木 幹一	49,240 株	普通株式
三上 千津子	26,480 株	普通株式
藤川 敦子	25,120 株	普通株式
鈴木 貴子	25,120 株	普通株式
藤井 勢津子	19,480 株	普通株式
田村 郷子	19,480 株	普通株式
(有)鈴木誠一商店	11,000 株	普通株式
(有)藤井企画	10,000 株	普通株式
藤原 かおる	8,160 株	普通株式
鈴木 あおい	8,160 株	普通株式

3. 会社役員に関する事項

氏名	地位	重要な兼職の状況
三上 千津子	代表取締役	
鈴木 貴子	取締役	前エステー㈱取締役兼代表執行役社長
藤井 勢津子	取締役	
鈴木 幹一	取締役	
藤原 かおる	取締役	
鈴木 喬	監査役	前エステー㈱取締役兼執行役会長

注：鈴木景子、鈴木あおい、田村郷子の各氏は 2023 年 5 月 17 日付で取締役を辞任いたしました。

4.当該会社の財務諸表

①貸借対照表（2024年2月29日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	244,967	流動負債	11,378
現金及び預金	225,340	未払法人税等	11,133
前払費用	1,480	預り金	244
未収入金	18,146	固定負債	1,459,000
固定資産	3,143,920	長期借入金	1,459,000
投資その他資産	3,143,920	負債の部合計	1,470,378
投資有価証券	3,143,920		
		純資産の部	
		株主資本	1,918,509
		資本金	51,000
		資本剰余金	51,000
		資本準備金	51,000
		利益剰余金	1,816,509
		利益準備金	7,304
		その他利益剰余金	1,809,205
		別途積立金	40,000
		繰越利益剰余金	1,769,205
		純資産の部合計	1,918,509
資産の部合計	3,388,887	負債及び純資産の部合計	3,388,887

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

②損益計算書（2023年3月1日から2024年2月29日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上総利益		0
販売費及び一般管理費		
役員報酬	12,437	
接待交通費	172	
会議費	101	
旅費交通費	180	
消耗品費	3	
事務用品消耗品費	7	
支払手数料	128	
租税公課	74	
支払報酬	2,748	
販売費及び一般管理費合計		15,855
営業損失		15,855
営業外収益		
受取利息	2,098	
受取配当金	229,084	
営業外収益合計		229,086
営業外費用		
支払利息	16,548	
営業外費用合計		16,548
経常利益		196,682
税引前当期純利益		196,682
法人税・住民税及び事業税		28,071
当期純利益		168,611

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

③株主資本等変動計算書（2023年3月1日から2024年2月29日まで）

（単位：千円）

	株主資本								純資産の部 合 計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			株主資本合計	
		資 準 備 金	本 金 合 計		その他利益剰余金				
					別 積 立 金	途 過 繰 越 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	51,000	51,000	51,000	7,304	40,000	1,600,594	1,647,898	1,749,898	1,749,898
当期変動額									
当期純利益						168,611	168,611	168,611	168,611
当期変動額合計	-	-	-	-	-	168,611	168,611	168,611	168,611
当期末残高	51,000	51,000	51,000	7,304	40,000	1,769,205	1,816,509	1,918,509	1,918,509

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

④個別注記表

（重要な会計方針に係る注記）

1.資産の評価基準および評価方法

(1)有価証券の評価基準および評価方法

関係会社株式……移動平均法による原価法

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1.当事業年度末における発行済株式の数

普通株式 204,000 株

2.当事業年度の末日における自己株式の数

該当事項はありません。

3.当事業年度中に行った剰余金の配当

該当事項はありません。

4.当事業年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数

該当事項はありません。

5.当事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

該当事項はありません。

監査報告書

私は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第42期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当社の監査役は、監査の範囲を会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限は有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容

私は監査役として、取締役等から会計に関する職務の執行状況について定期的に報告を受け、会計に関する重要な決済書類を閲覧いたしました。

また、会計帳簿及びこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しております。

2024年4月18日

株式会社シャルダン

監査役 鈴木 喬 ⑨